

# 保険医療機関における書面掲示事項

## 医療情報取得加算について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっております。

## 医療 DX 推進体制整備加算について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっております。

## 外来感染対策向上加算について

受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他感染症の疑いがある患者さまの受け入れを行っています。感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進、定期的に院内研修会を実施し抗菌薬の適正利用に努めています。

## 明細書発行体制等加算について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

## 一般名処方加算について（院外処方する場合）

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

## 外来後発医薬品使用体制加算について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等を確認し、有効かつ安全な製品を採用しております。

## 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。

選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。

対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。



大仙ごとう整形外科クリニック